

プロジェクト リース

項目 第 481 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 481 回企業会計基準委員会（2022 年 6 月 15 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

単体財務諸表における会計処理について

2. 単体財務諸表の会計処理の変更は、税務処理への影響が懸念されるが、税務処理の変更を条件に会計基準を開発することは難しく、また、連結財務諸表と単体財務諸表で取扱いが異なると比較や分析に支障が生じる懸念を考慮すると、連結財務諸表と単体財務諸表の会計処理と合わせるとした事務局提案の方向性に賛成する。
3. 会社法単独の監査が要求される企業等規模が大きい会社への考慮が必要と考える。
4. 単体財務諸表の会計基準の変更は、税制への影響が避けられないことから、作成者側が円滑に対応できるよう、事前に税務当局や関係団体との情報交換を密に行うなどの対応をお願いしたい。

一括借上契約と建設請負工事契約が同時に締結される場合の会計処理について

5. 売手である借手による資産の譲渡に係る収益が、収益認識会計基準に従い一定の期間にわたり認識される場合に、セール・アンド・リースバック取引の定めは適用せず、収益認識取引とその後のリースを別個の取引として会計処理を行うとした事務局提案に賛成する。
6. 工事契約における便法を選択し収益を一時点で認識することを選択した場合にも、一定の期間にわたり充足される性質の履行義務であることからセール・アンド・リースバック取引の定めを適用しないと整理できないか。
7. リースバックがファイナンス・リースなのかオペレーティング・リースなのかで会計処理が異なり、又、収益が一定期間にわたり認識されるのか、一時点で認識されるのかで会計処理が異なることとなるため基準をわかりやすく整理頂きたい。
8. セール・アンド・リースバック取引の価格調整が毎回必ず実施されるべき定めであると誤解されないように留意いただきたい。

リース負債の見直し及びリースの条件変更について

9. 例えば、設例 14-3 の前提(5)に関して、改正リース会計基準等には割引率に関する詳細な定めを設けていない一方で前提に詳細な記載があり読みづらい印象を受けた。
10. 割引率の詳細な定めを設けないことに関して、作成者側としては柔軟な対応ができるという利点がある一方で、監査の現場では割引率の適用に関して議論が生じる可能性があることを考慮すると、詳細な定めを設けるべきか否かの判断が難しいため、公開草案により、個別に質問を記載して広く意見を求めたうえで、頂いたご意見を踏まえて再度議論したほうが良いと考える。

「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理等に関する実務上の取扱い」の取扱いについて

11. 特段の意見は聞かれなかった。

以 上